

対象となる工事の一例

リフォーム一般 (対象の場所・箇所)	1 部分的な土台又は基礎の工事
	2 屋根、外壁、内壁、床、天井、柱、はり、窓、扉、階段等の工事
	3 建築物に設ける電気、ガス又は給排水管の工事
	4 ベランダ又は物干場の工事
	5 台所、浴室、便所又は消火設備の工事
	6 ガス給湯器の設置・入替工事
	7 門また塀(へい)の工事
リフォームの種類	1 断熱化工事 (1) 屋根、壁、天井又は床に断熱材、遮熱材又は遮熱性塗装を使用する工事 (2) 窓に断熱効果のあるガラス又はサッシを使用する工事
	2 バリアフリー化工事 (1) 段差の解消又は車椅子の利用に適した造りへの工事 (2) 手すり、フットライト、移動用エレベータ又は階段昇降機の工事 (3) 開閉しやすい窓、扉の引き戸、建材等への取替工事
	3 防水、防風、防火(火災報知システム設置を含む)又は耐火の工事

※単なる電化製品の取替え等に付随する工事や、工事を伴わない備品の設置は、助成対象外になります。単独で行う場合は、備品の設置とみなし、助成の対象外となります。

(助成対象外となる例)

- ・エアコンの入替
- ・畳の入れ替え
- ・襖(ふすま)の張り替え
- ・単にIHだけの設置

ただし、上記表内の工事と合わせて行う場合は、助成対象経費に含めることができる場合があります。